



作成日 2020/09/30

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	U-レジストCC1 硬化剤
製品コード	CE-F01-1182
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約  
化学品のGHS分類

物理化学的危険性 健康有害性	引火性液体 区分2 急性毒性(経口) 区分4 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1 皮膚感作性 区分1 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1+授乳影響 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(腎臓 中枢神経系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分2 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示

注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
H225 引火性の高い液体及び蒸気  
H302+H332 飲み込んだ場合や吸入した場合は有害  
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ  
H351 発がんのおそれの疑い  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ  
H370 中枢神経系の障害  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓、中枢神経系の障害  
H401 水生生物に毒性  
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き  
予防策

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
粉塵/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

対応 皮膚又は髪に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)  
 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
トリエチレンテトラミン	<0.1%(不純物として)	NH2CH2C H2NHCH 2CH2NHC H2CH2N H2	(2)-163	公表	112-24-3
テトラエチレンペンタミン	<0.1%(不純物として)	不明	(2)- 162,(7)-5	公表	112-57-2
トルエン	約33%	C7H8	(3)-2	公表	108-88-3
イソブタノール	10~15%	C4H10O	(2)-3049	公表	78-83-1
キシレン	約4.4%	C8H10	(3)-3	公表	1330-20-7
(キシレン中にエチルベンゼンを40~60%含有)	(エチルベンゼンの平均値2.2%)	C8H10	(3)-28,(3)-60	公表	100-41-4
その他		不明			

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

できれば多量の水を飲んで吐き出させ速やかに医師の手当てを受ける。

意識が無い場合又はけいれんを起こしている場合には口から物を与えてはいけない。

直ちに医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂

使ってはならない消火剤

情報なし

特有の消火方法

火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

風上から消火する。

消火作業時には、防火服や呼吸器具類を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。

環境に対する注意事項  
封じ込め及び浄化の方法及び機材

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。  
全ての着火源を取り除く。  
河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。  
少量の場合、乾燥砂、土、おが屑、ウエス等に吸収させ、空容器に移す。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、容器に回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意  
取扱い

技術的対策

熱/花火/裸火/高温などの着火源から遠ざける。  
禁煙。  
吸入、接触を避ける。  
取扱いは換気の良い環境のもとで、直接皮膚や目に触れないように保護手袋、保護眼鏡等を着用して取り扱う。

安全取扱注意事項

取り扱い後は常に石鹼水で洗浄する。  
物質で濡れた衣類が浸透し、皮膚に接することは避ける。  
強酸、アミン化合物、メルカプタン、塩基と反応するので十分注意する。  
混合バッチスケールが大きくなるにつれ反応温度も高くなるので十分注意する。

保管

安全な容器包装材

施錠して保管すること。  
容器は密閉し、直射日光を避け、乾燥した場所に保管する  
情報なし

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m <sup>3</sup> )(皮)	TWA 20ppm
イソブタノール	50ppm	50ppm(150mg/m <sup>3</sup> )	TWA 50 ppm, STEL -
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m <sup>3</sup> )(全異性体およびその混合物)	TWA 100ppm, STEL 150ppm
エチルベンゼン	20ppm	50ppm(217mg/m <sup>3</sup> )	TWA 20ppm

設備対策

局所排気装置を設置する。  
取り扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い洗顔設備を備え、その位置を明瞭に表示する。

保護具

呼吸用保護具

手の保護具  
眼、顔面の保護具  
皮膚及び身体の保護具

送気マスク、有機ガス用防毒マスク  
空気呼吸器、循環式酸素呼吸器。  
不浸透性保護手袋を着用する。  
保護眼鏡  
保護服、保護長靴等

9. 物理的及び化学的性質

物理状態  
形状  
色  
臭い  
融点/凝固点  
沸点又は初留点及び沸点  
範囲

液体  
液体  
気褐色透明  
アミン臭  
データなし  
データなし

可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界		データなし
引火点		4.4°C (その他)
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		実質的に不溶／水
n-オクタノール／水分分配係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		0.930(25°C)
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		室温、乾燥状態では安定。
危険有害反応可能性		強酸、エポキシ化合物と反応し発熱する。
避けるべき条件		高温加熱、混触危険物質との接触、火源。
混触危険物質		強酸、エポキシ化合物。
危険有害な分解生成物		情報なし
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	区分4[3項の各成分毎のデータから算出される混合物の急性毒性推定値から]
	経皮	区分に該当しない[3項の各成分毎のデータから算出される混合物の急性毒性推定値から]
	吸入	蒸気: 区分4[トルエン、キシレンの情報から] 粉塵・ミスト: 分類できない
皮膚腐食性／刺激性		区分1[成分の情報から]
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		区分1[成分の情報から]
呼吸器感作性		分類できない
皮膚感作性		区分1[成分の情報から]
生殖細胞変異原性		分類できない
発がん性		区分2[キシレンの情報から]
生殖毒性		区分1+授乳に影響[トルエンの情報から]
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		区分1[トルエンの情報から]
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分1[トルエンの情報から]
誤えん有害性		分類できない
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		区分2[トルエン、キシレンの情報から]
水生環境有害性 長期(慢性)		区分3[トルエン、キシレンの情報から]
生態毒性		甲殻類(オオミジンコ)の48時間LC50=3mg/L(トリエチレンケトラミン) 藻類(セネデスマス)の72時間ErC50=2.5mg/L(トリエチレンケトラミン) 甲殻類(フ라우ンシュリプ <sup>®</sup> )の96時間LC50=3.5mg/L(トルエン) 魚類(ニジマス)の96時間LC50=3.3mg/L(キシレン)
残留性・分解性		BODによる分解度: 123%(トルエン) TOCによる分解度: 100%(キシレン)

生体蓄積性	log Kow=2.73(トルエン)
土壌中の移動性	log Kow=3.16(キシレン)
オゾン層への有害性	データなし 分類できない

## 13. 廃棄上の注意

## 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。  
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

## 汚染容器及び包装

下水、河川等へ流入することがないように厳重に注意する。  
空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後、関係法令に従い処分すること。

## 14. 輸送上の注意

## 国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	2733
Proper Shipping Class	AMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N.O.S. 3
Sub Risk	8
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not applicable
Liquid Substance Transported in Bulk	Not applicable

According to  
MARPOL 73/78,  
Annex II, the IBC  
Code

## 国内規制

航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	2733
Proper Shipping Class	AMINES, FLAMMABLE, CORROSIVE, N.O.S. 3
Sub Risk	8
Packing Group	II
陸上規制	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2733
品名	アミン類(引火性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)

国連分類	3
副次危険	8
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当

航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2733
品名	アミン類(引火性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)

国連分類	3
副次危険	8
等級	II

## 特別の安全対策

転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。  
包装容器を破損させないように注意し、直射日光や雨水に当たらない様に被覆シートをかけて輸送す

その他、『7. 取扱い及び保管上の注意』の項の記載による。

132

緊急時応急措置指針番

15. 適用法令

労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)  
変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)  
第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

・エチルベンゼン(法令指定番号:70)

・キシレン(法令指定番号:136)

・トルエン(法令指定番号:407)

・ブタノール(法令指定番号:477)

毒物及び劇物取締法

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)

非該当(下記を含むが、未反応の不純物として残存しているもので製剤には該当しない)

劇物(指定令第2条)

・3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン及びこれを含有する製剤

・N, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン及びこれを含有する製剤

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

・エチルベンゼン(法令指定番号:53)

・キシレン(法令指定番号:80)

・トルエン(法令指定番号:300)

化審法

優先評価化学物質(法第2条第5項)

水質汚濁防止法

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

消防法

第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体

悪臭防止法

特定悪臭物質(施行令第1条)

大気汚染防止法

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)

有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

海洋汚染防止法

危険物(施行令別表第1の4)

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第1の16の項

船舶安全法

引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

参考文献

情報なし

## 記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。